平成２２度　第２回　地域生活交通活性化会議　議事要旨

【報告事項】

●福井市地域コミュニティバス運行支援事業の取り組み経過等ついて

【資料１及び参考資料１～３に基づく説明の要旨】

・ 本市においては、平成２１年２月に福井市都市交通戦略を策定し、この中で、「既存ストックを活用した福井型公共交通ネットワーク」を公共交通の目標像に掲げている。
・ 具体的には、福井駅を中心とする６方向の公共交通幹線軸を強化するとともに、幹線軸上に地域拠点や乗継拠点を形成し、これらの拠点から地域内への移動については、それぞれの地域の特性にふさわしい交通サービス、移動手段を確保するものである。
・ このうち、地域の特性にふさわしい交通サービス（フィーダーバスや乗合タクシー）を整備するための手段の一つとして、今年度、地域コミュニティバス運行支援事業を創設し、運用を始めた。
・ この事業の特徴は、これまでのように行政主導で運行計画を考えていくのではなく、地域住民が主体となって運行計画を考えていってもらう点である。市としては、このような地域の取り組みに対して各関係機関との調整や運行経費の補助のサポートを行う。
・ その際、行政として支援するための条件として、運行地域の区分に応じて「運行１回あたりの平均乗車人員」、「収支率」、「欠損額」の３つの数値を定めている。
・ 事業の創設に伴い、福井市内各地区での説明会や TV 放送等を通して、周知・広報を行ってきた。
・ その結果、６～７月及び１１月に計４地域で運行協議会が設立された他、市内各地で説明会や勉強会を随時行ってきたところである。
・ そのうち、鷹巣・棗地域、酒生地域、殿下地域では１２月に運行事業者を公募により選定したところ。
・ 地域コミュニティ運行支援事業では、運行事業者については基本的に運行協議会が選定することとしているが、選定の公平性や透明性を確保する観点から、手続きや評価基準については市の方で大枠を定めている。

（委　　員）　これまで様々な方法で、地域コミュニティバス運行支援事業の広報を行ってきたようだが、地域の自治会等の役員は頻繁に変わってしまう上、役員以外の地域住民にはこの事業を知らな

い人も多いため、地域内の移動ニーズの把握をしきれない可能性がある。

（委　　員）　福井市中心部に近い地域ほど、地域拠点や「地域内」の定義が難しくなる。福井市中心部では民間事業者の既存路線との競合の問題も出てくるので、福井市には、市地域住民に対する丁寧な説明をお願いしたい。

〔 案件上程者 〕　勉強会等で地域の方から「地域内だけのルート設定ではなく、福井市中心部まで乗り入れたい」という意見を頂くことはあるが、地域内の移動利便性を高めるという地域コミュニティバス運行支援事業の趣旨とは異なるため、そのようなルート設定は不可だという説明をしている。

その他、特に意見はなく報告終了。

【協議事項】

● 案件１　鷹巣・棗地域コミュニティバスの運行について
【案件上程者：福井市都市戦略部交通政策室】

〔 案件上程者 〕

【資料２－１に基づく説明の要旨】

・ この地域では、１２月の運行事業者選定会議において福井交通株式会社が選定された。
・ 高齢者の日常生活に必要な通院や買物等の交通手段を確保するとともに、当該地域コミュニティバスの利活用を通じて地域住民の交流を促進し、地域活力の維持・向上に資することとを運行の目的としている。
・ ルートやダイヤの設定については、鷹巣・棗地域から棗及び宮ノ下地区の施設を利用することをイメージして運行計画を作成している。

（委　　員）　地域コミュニティバスは、日常生活の足を確保することを第一の機能として考えているはずだが、利用促進計画の中にある、イベントに合わせた利用促進活動は非日常の利用を促すものであり、地域コミュニティバスの趣旨とは合っていないように思う。

〔 案件上程者 〕　日常利用に関する利用促進については、チラシや時刻表の全戸配布等を行うことを予定している。イベント時の利用促進活動については、普段地域コミュニティバスを利用しない

人が、イベント開催時にバスを利用することで、日常生活の中でバスを使うきっかけにして欲しいという意図で実施する。

（委　　員）　鷹巣・棗地域は、路線バスの路線が運行している幹線道路に張り付くように人が住んでいる。そのことを考えると、この地域の移動利便性を高めるには、路線バスの便数を増やす等が有効ではないか。

〔案件上程者〕　当該地域のＯＤ調査の結果を見てみると、この地域の路線バスの利用者のほとんどが福井駅前までや通学など、長距離移動の利用であり、川西地区内を移動する手段としては利用されていないことが分かる。

一方、地域コミュニティバスは川西連絡所など、鮎川線から離れた施設への移動需要を補うことを目的としており、路線バスとは競合はしておらず、住み分けがなされると考えている。

（座　　長）　様々懸念されることもあると思うが、試行運行の中で修正・改善していくことが必要であるし、日常利用を促進していくための方法についても、是非考えていってもらいたい。以上のことを地域の協議会にも伝えるほか、今後の会議の中で状況報告してもらいたい。これらを条件とした上で、原案のとおり協議が整ったものとする。

⇒他に意見はなく、原案のとおり協議が整ったものとする。

● 案件２　酒生地域コミュニティバスの運行について

【案件上程者：福井市都市戦略部交通政策室】

〔案件上程者〕

【資料２－２に基づく説明の要旨】

- この地域では、１２月の運行事業者選定会議において京福バス株式会社が選定された。
- 運行の目的としては、交通空白地域等に居住する高齢者の日常生活に必要な通院や買物等の交通手段を確保及び利便性の向上を掲げている。また、冬季間の通学の足としての利用を想定している点がこの地区の特徴。
- 既存路線バスは多くが国道１５８号線沿いを運行するが、集落は幹線から離れた山沿いや川沿いにもあるため、いわゆる公共交通空白地域が生じているため、これらの地域をカバー

するルートを設定。
・ ダイヤについては京福バス大野線（済生会病院止まり）との接続を重視し、路線バスの利用を補完するように設定。

（委　　員）　東郷ルートは予約型運行ということだが、どのような予約方法になるのか。

〔 案件上程者 〕　前日までに運行事業者に電話し、利用する便を伝える形になると考えている。なお、路線不定期運行となるため、利用停留所名については伝える必要が無い。

（委　　員）　鷹巣・棗地域と酒生地域のバスで運賃が異なるが、統一した方が良いのではないか。

〔 案件上程者 〕　運賃については、市の方で定めた「２００円以下・均一制」という枠の中で、バスの運行が継続的なものとなるよう、地域の方で定めたものである。

（委　　員）　東郷地区を路線不定期運行とした理由は。

〔 案件上程者 〕　事業の継続性の観点から、路線不定期運行としている。

（委　　員）　東郷地区への移動ニーズがあるのは事実だが、現時点では、どれだけニーズがあるのか未知数ということもある。そのため、市から説明があったように、事業の効率化による継続性を高める観点から路線不定期運行としている。

⇒他に意見はなく、案件２については原案のとおり協議が整ったものとする。

● 案件３　殿下地域コミュニティバスの運行について

【案件上程：福井市都市戦略部交通政策室】

〔 案件上程者 〕

【資料２－３に基づく説明の要旨】
・ この地域では、１２月の運行事業者選定会議において光タクシー有限会社が選定された。
・ この地域についても、先の２地域同様、交通空白地域等に居住する高齢者の日常生活に必要な通院や買物等の交通手段を確保することを運行目的としている。
・ 路線・系統は、３系統あり、上町内ルートと下町内ルートは、

地区内の交通空白地域と地区の中心部を結ぶルート、地区外ルートは、交通空白の集落と清水地区とを結ぶルートとしている。

・ 運行態様は３つのルートとも予約があった時だけ、予約のあった停留所から運行するフル・デマンド型の運行としている。

・ 地区外ルートが京福バスの茱崎線とほぼ同じ経路を辿って清水町に至るルート設定となっているが、月～木の１日２往復とし、かつ路線バスの運行していない時間帯に運行するようダイヤを調整する。

（座　　長）　清水地区内の小羽バス停で当該コミュニティバスと路線バスとの接続を行うということだが、小羽バス停の待合環境は整っているのか。

〔案件上程者〕　簡易なものではあるが、雨風がしのげるだけの小屋及びベンチが設置されている。

（委　　員）　路線バスの西田中・宿堂線については、待合環境が充実しているプラント３へルート変更をすることも計画中であり、将来的にはこちらを乗継の拠点とすることが望ましい。

（委　　員）　フル・デマンド方式での運行ということだが、少なくとも何人以上の予約が必要だという設定はあるのか。また、各集落の奥までバスが入ってくれるのか。

〔案件上程者〕　予約の最小人数に関しての設定はしておらず、１人でも予約があれば運行することになる。停留所については、各集落に住む高齢者が利用しやすいように地域の方で設定されており、集落内までバスが入ることになる。

（委　　員）　殿下地区は電灯の設置が少ないので、バス停留所付近には電灯を設置する等、待合環境の向上についても配慮して欲しい。

（委　　員）　殿下地区には現在福祉バスが運行しているが、各集落の奥までは入ってきておらず、バスを利用できない方がいる。地域コミュニティバスと福祉バスの接続についても考えてもらえないか。

〔案件上程者〕　地域コミュニティバスの現行計画は、公民館がある殿下地区の中心までの輸送に重点が置かれており、福祉バスとの接続についてはあまり配慮されていない。試行運行期間中には、

地域のニーズに応じて、時刻変更等を行っていくことも可能である。

⇒他に意見はなく、案件３については原案のとおり協議が整ったものとする。

【その他】

● 海岸地域バス・越廼地区ルートの運行時刻の修正について（報告）

【資料２－２に基づく説明の要旨】

・海岸地域バス・越廼地区ルートは、大味トンネル拡幅工事に伴う片側交互通行規制のため、平成２２年２月～１２月の期間、臨時ダイヤで運行してきた。
・１２月末の交通規制解除に伴い通常ダイヤに戻すにあたり、大味地区から越廼小学校へバス通学する児童の登校時間に配慮し、上下第１便の運行時刻を修正したため、報告する。

⇒特に意見はなく、会議終了